

連合高知ホームページ掲載記事に関する「保全抗告 決定(高裁)」について

高松高裁は3月30日、連合高知のホームページ掲載記事が名誉毀損にあたるとして削除を命じた高知地裁の仮処分決定に対する保全抗告審の決定を出しました。

決定は、記事にある問題表現について、『いずれも真実であるとまでは認められないけれども、“真実であると信じるにつき相当な理由があった”と認められ、殊更に虚偽の主張がされているものではない。そして、その表現をみると、「ブラックな会社」という否定的な意味合いの強い表現を用いているものも見受けられるが、“全体としては労使間紛争の事実経過を報告する内容”となっており、煽情的、侮蔑的な表現を用いるものではないし、本件投稿記事の目的が地域ユニオンを支援すること等にあることは明らかであって、組合活動の一環としてされたものである上、抗告人の広報媒体である本件ホームページ等に本件投稿記事を掲載したものであって、その態様も穏当である。これらの事情を総合考慮すれば、広く一般に公開されるというインターネットにおける表現活動の性質を踏まえてもなお、正当な組合活動として社会通念上許容される範囲内にとどまると認めるのが相当である』としました。そのうえで、『本件削除申立てを認容した原々決定及びこれを認可した原決定をいずれも取り消し、本件削除申立てを却下することとして、決定する』と結論付けています。

この決定に関して連合高知は、使用者との関係において個としては弱い立場にある労働者が労働組合に加盟し、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立って、労働条件の維持・改善、その他経済的地位の向上を図るために活動するという労働組合の本旨が認められたものと受け止めます。

また、決定は、「組合員やその他一般読者に対して本件に関する情報提供を行い、相手方における適正な処遇を求め、地域ユニオンを支援」というように、“労働組合における活動の自由”を認めています。そして、一連の事実に「真実と信じるに足る相当な理由がある」としたうえで、「全体としては労使間紛争の事実経過を報告する内容となっており、煽情的、侮蔑的な表現を用いるものではないし、本件投稿記事の目的が地域ユニオンを支援すること等にあることは明らか」と、“組合活動における表現の自由”も一定、認めました。

これらは、総括的にいうと、労使紛争という特殊な事情の中であって、労働組合の「活動の自由」と「表現の自由」が認められたものであり、連合高知はもとより全ての労働組合にとって意義ある決定だと評価します。

いずれにしても連合高知の闘いはこれからです。最大の闘いは、地域ユニオン組合員4名を原告団とする「パワハラ訴訟」です。連合高知は、この裁判闘争を支援するとともに、「パワハラ・嫌がらせ」はもとより、あらゆるハラスメントを許さない活動を進めていきます。